

第三次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況表（第1回点検）（暫定版）

（参考2）国際的取組

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第3節の項目	府省名	取組概要	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
<p>1 3R国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援</p> <p>① 我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が形成されるよう、国際機関の関係プロジェクトと連携を図りつつ、アジア3R推進フォーラムなど多国間の枠組みを通じて、3R推進に関する情報共有や合意形成をさらに推進する。</p> <p>② アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）がそれぞれの国に定着するよう、二国間政策対話等を推進し、3R国家戦略等の策定支援、循環型社会推進に係る法制度整備支援、学術・研究面での交流を進めるとともに、JICA等を通じた専門家の派遣や研修生の受け入れの拡大を図る。</p> <p>③ 地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（IPLA）による都市間協力などを通じて、アジア各国の地方公共団体との知見・経験の共有や、技術協力等の連携を推進する。また、廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ（GPWM）等を通じて、国際的な廃棄物管</p>	外務省・環境省	<p>1. JICAにおいて、専門家の派遣や研修生の受け入れ等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会の形成を支援。(②)</p> <p>2. IETC やバーゼル条約、持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）の実施等の活動に積極的に参画する。また、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約の連携強化を推進する。(⑧)</p>	<p>1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。また ODA 対象国からの研修員受入を実施した。</p> <p>インド、中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ラオス、クウェート、モルディブ、サウジアラビア、ブラジル、ケニア、エチオピア、モザンビーク、大洋州</p> <p>2. IETC については、エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクトに関するセミナーを実施したほか、当省の支援により作成した、我が国の産業廃棄物処理政策と実践をとりまとめた報告書のサイドイベント等に参加した。</p> <p>バーゼル条約については、平成26年9月にスイスのジュネーブで開催された第9回公開作業部会での議論に積極的に参加した。また、SDGsについては、平成26年3月～7月に開催されたSDGsOWGの報告書作成交渉に積極的に参加した。SDGsOWG 報告書に</p>	<p>1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。また ODA 対象国からの研修員受入を実施した。</p> <p>中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ロシア、ブラジル、クウェート</p> <p>2. IETC については、我が国の支援により、4月に発生したネパールにおける地震による災害廃棄物処理に関する技術支援を実施している。</p> <p>バーゼル条約については、平成27年5月に第12回締約国会議が、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の締約国会議と合わせてスイスのジュネーブで開催され、議論に積極的に参加した。</p> <p>SDGs を含む2015年以降の国際開発目標である2030アジェンダの実施にあたって、資源の環境効率に関する我が国の知見を生かすよう努める。</p>	<p>1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援する。また ODA 対象国からの研修員受入を実施する。</p> <p>中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ロシア、ブラジル、クウェート</p> <p>2. IETC については、引き続き、活動の支援、参加に努める。</p> <p>バーゼル条約については、平成28年5月に第10回公開作業部会がケニアのナイロビで開催されること、議論に積極的に参加する。</p> <p>引き続き、2030アジェンダの実施を推進する。</p>

<p>理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進を図る。さらに、3Rアジア市民フォーラム等を通じて、市民レベルでの情報交換・連携を進めるとともに、国際的な資源循環に関する研究を促進する。</p> <p>④ 上記取組を通じた各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業をはじめとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進する。また、政府・都市間レベルでの各国とのチャネルも活用し、関係府省が連携して、民間事業者と海外政府関係者との交流支援や、行政レベル・民間レベルで連携した海外展開の取組を進める。</p> <p>⑤ ④の取組を具体的に進めるため、アジア各国で我が国の事業者が実施する3R・廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査を支援する。また、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を推進するための関係主体間の情報共有・連携や、海外に向けた我が国の3R・廃棄物処理技術の情報発信、海外展示会への出展支援等を行う。</p> <p>⑥ 途上国における温暖化対策と同時に廃棄物問題等の環境汚染対策にも資する、いわゆるコベネフィット（共通便益）（注34）を達成する事業や政策の実施を支援する。</p> <p>⑦ パーゼル条約第11回締約国会議で、有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークが採択されたことを踏まえ、引き続き、指導</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 環境省では、我が国の支援等により、ベトナム、インドネシア等アジア数か国で3Rに係る国家戦略の策定を進めると同時に、各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催している。これらの国家戦略に基づく取組を促進するため国連機関（国連地域開発センター（UNCRD））への拠出を実施している。平成21年の設立会合以降、毎年「アジア3R推進フォーラム」を開催してきた。第4回会合ではアジア太平洋地域における3R推進のための今後10年間の政策目標を定めた「ハノイ3R宣言」を採択した。（①）</p> <p>2. 環境省においては、平成23年度から「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」として循環産業の育成・海外展開支援事業を開始し、平成25年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と改称した上で、途上国で問題となりつつある廃棄物に関する問題の改善と環境負荷低減を図る観点から、それまで実施してきた他の廃棄物適正処理に係る二国間協力等の業務と本事業とを有機的に結びつけ、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとしての循環産業の国際展開を積極的に支援している。また、各国国内の状況に適した政策目標やその進捗</p>	<p>は、持続可能な消費と生産に関するゴールの下、3Rの推進等に関するターゲットが盛り込まれた。</p> <p>1. 平成26年2月にスラバヤ（インドネシア）で開催した第5回会合からは、島嶼国の関与をより明確にするため「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称を変更し、3Rの効果的な実行に向けた国家間協力、北南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採択した。</p> <p>2. 平成25年度には、海外展開を行う事業者の支援を10件（継続3件、新規7件）、平成26年度には、海外展開を行う事業者の支援を17件（継続1件、新規16件）実施した。また、進出先国関係者の研修企画・運営業務として、日本の廃棄物処理・リサイクル政策について広く理解してもらうことを目的とする現地関係者の日本への招聘研修を実施しており、平成25年度は10か国から33名を招聘した。また、平成26年度の廃棄物処理、3R関連制度、戦略に関する協力</p>	<p>1. また、平成28年にアジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合（モルディブ）を開催し、「3R産業—アジア太平洋地域における資源効率社会及び持続可能な観光開発に向けた次世代3Rの方向性」を全体テーマに、アジア諸国及び太平洋島嶼国等の39カ国の政府、国際機関、援助機関、民間セクター、研究機関、NGOなど300名超の参加を得て開催した。</p> <p>2. 平成27年度には、海外展開を行う事業者の支援を15件実施している。平成23年度以降の支援の結果、商業運転開始予定のものが2件、合弁契約、MOU締結、入札まで至った件数が10件、JCMなどの他の事業に発展したものが6件、という成果を上げている。また、平成27年度の廃棄物処理、3R関連制度、戦略に関する協力は以下の通り。ベトナムでは6月には焼却炉10炉程度の現地調査を実施して、稼働状況について専門家を派遣して確認した。</p>	<p>1. 今後も、引き続き、3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、「アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業」として国際機関への拠出を行うほか、3Rや資源循環についての課題や進捗、データ等を情報収集し、「アジア太平洋3R白書」として整備していくこととしている。また、アジア太平洋3R推進フォーラム等により、アジア太平洋諸国における3Rの推進に向けた政策対話を進め、更なる合意形成を目指していく。アジア太平洋3R推進フォーラム第7回会合（オーストラリア）を開催する。</p> <p>2. 今後、平成26年度以降の3年間は、平成25年度までの3年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、拡充期としてより戦略的に支援を実施していくこととしている。</p>
---	------------	--	---	--	--

的な役割を果たすとともに、その定着に向けた支援を行う。また、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインの改定作業、POPs（注 35）ガイドライン等他のガイドライン策定に当たっても積極的に関与していく。

⑧ OECD、UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル、UNEP 国際環境技術センター（IETC）（注 36）、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）（注 37）、バーゼル条約の活動等に積極的に参画し、3 R・廃棄物処理に関する制度・技術や、リユース製品やリサイクル製品等をはじめとする持続可能な消費と生産に関する取組、物質フロー指標等に関する我が国の最新の知見・取組を反映させるなど国際的な情報発信を強化する。

また、SAICM 国内実施計画に基づいて、バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約等の化学物質及び廃棄物の適正管理に係る条約との連携強化に係る活動を推進する。

2012 年 6 月ブラジルにて開催された Rio+20 の成果として今後交渉プロセスに着手することが合意された持続可能な開発目標（SDGs）や 2015 年以降の国際開発目標（Post-MDGs）、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みの検討（10YFP）において、世界規模での循環型社会の形成に向けて積極的に貢献するとともに、資源の環境効率に関する我が国の知見が生かされるよう努める。

を把握した上で、二国政府間の協力として、法制度や基準等の作成について、我が国の経験やノウハウを伝え、各国への 3 R 浸透の促進を目指す。（②、③、④、⑤）

3. 環境省では、平成 21 年度より、

は以下の通り。

ベトナムでは廃棄物関連政令の策定を支援しており、6 月に政令案を公開するワークショップに際して、専門家を派遣し、内容について提案、発言した。

その他、焼却炉性能指針の策定支援を実施した。

マレーシアでは食品廃棄物を対象とした国家戦略計画の策定、状況調査、ガイドラインの作成支援、成果報告ワークショップを実施した。

アブダビ首長国では平成 27 年 1 月に相互の産官学を招いて展示会会場（Eco Waste 展）でワークショップを開催した。

クウェートでは平成 27 年 1 月に両国の産官学を招いてワークショップを開催した。

シンガポール訪日団（シンガポール環境庁とシンガポール環境関連事業者）を対象としてワークショップを 10 月に開催した。その際は日本の環境関連事業者を招いて実施した。

日本環境衛生センター主催の第 7 回アジア 3 R 自治体間ネットワーク会合の前日に 3 R と廃棄物適正処理の推進を目的として官民連携ワークショップを開催した。海外から 5 都市と日本の自治体を招聘してワークショップを実施した。合わせて NGO によるセミナーも開催した。

3. 平成 26 年 12 月に、アジアに

その他、焼却炉策定ガイドラインの策定を支援しており、10 月にガイドラインドラフト案に関するワークショップに際して、専門家を派遣し、内容について提案、発言した。また、対象廃製品（バッテリー、PC、家電、バイク、自動車等）の回収方法や保管期限に関する法令細則の策定支援を実施する。

インドネシアでは 9 月に廃棄物発電に関するワークショップを実施し、専門家の派遣し、内容について発言した。11 月には専門家を派遣し、支援案を提案するワークショップを開催する。

フィリピン 10 月に廃棄物発電ガイドラインに関するワークショップを開催した。廃棄物発電ガイドラインドラフトについて専門家を派遣し、発言、議論した。

クウェートでは訪日してもらい平成 28 年 1 月に両国の産官学を招いてワークショップを開催する。

ロシアではモスクワに東京モデルを元に廃棄物管理モデルとしてモスクワモデルを形成することを目的としたモスクワモデル協議会に専門家を派遣する。また、現地で廃棄物組成調査を実施する。

日本環境衛生センター主催の第 8 回アジア 3 R 自治体間ネットワーク会合の前日に 3 R と廃棄物適正処理の推進を目的として第 2 回官民連携ワークショップを開催する。海外から 6 都市と日本の自治体を招聘してワークショップを実施する。合わせて NGO によるセミナーも開催する。

3. 平成 27 年 4 月に行われた第 7 回

3. JICA や日本サニテーションコン

ミレニアム開発目標に掲げられた衛生的なトイレを使用できない人口（25 億人）を半減させるという目標の実現及び公衆衛生の向上、水環境の保全のため、アジア地域等の途上国を中心に、浄化槽を初めとした分散型汚水処理技術の国際展開を実施している。(②、④、⑤)

4. 環境省では、インドネシア、中国、及びモンゴルとのコベネフィット協力等にかかる覚書に基づき、農水産業分野を中心に各国の環境対策の強化に資する調査、能力構築を行っている。(⑥)

5. バーゼル条約第 11 回締約国会議で採択された有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークについて、我が国は締約国会議で設置された専門家作業グループに参加し、条約における活動の実施を支援する等、積極的に取り組んでいる。また、我が国は、バーゼル条約の下で行われている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及び PCB 廃棄物に関するガイドラインの改定作業を主導するとともに、他の POPs 廃棄物ガイドライン等の策定・改定作業について、我が国の知見を積極的にインプットしている (⑦、⑧)。

における分散型汚水処理の推進に向けて、「第 2 回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップ」をタイのバンコクで開催し、日本を含め 7 か国から 80 名超が参加した。また、中国及びベトナムにおいては、し尿処理に関する現地調査や浄化槽の導入実地検証等を行った。

4. 平成 25 年度までに、インドネシアの農水産業を中心とした分野を対象として、環境負荷算定ツールの開発、排水対策の実証試験等の調査研究を実施し、現地ワークショップ開催をして関係者と成果を共有した。平成 26 年度は実証等の活動を継続するとともに、過年度の各協力活動についてレビューし、成果や課題を取りまとめた上で今後の協力継続について検討を行った。

5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークについて、平成 25 年の第 11 回締約国会議で設置された専門家作業グループに環境省職員が参加し、ESM フレームワークの実施や作業プログラムの策定のための議論に貢献した。また、我が国は、水銀に関する水俣条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及び PCB 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、

世界水フォーラムへの参加等を通じ、浄化槽を中心とした分散型汚水処理技術の普及促進を図った。また、「第 3 回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップ」の開催に向けた準備や、浄化槽の国際普及戦略に関する検討等を行っている。

4. 協力内容のレビュー結果に基づき、各国の環境対策の強化を目指し、インドネシア、中国、モンゴルとのコベネフィット協力を継続し、調査、能力強化等を引き続き行った。

5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークの具体的な実施を目指して締約国会議で設置された専門家作業グループに、我が国の専門家が参加し、各種作業及び議論に貢献。平成 27 年 5 月に開催されたバーゼル条約第 12 回締約国会議においては、専門家作業グループによって各種ガイダンス文書案がとりまとめられ、今後パイロットプロジェクトの実施等を通じて更なる改良を目指すこととなった。また、バーゼル条約第 12 回締約国会議において、我が国が改定作業を主導した水銀廃棄物の環境上適正な管

理 (JSC) 等と連携しながら分散型汚水処理技術のさらなる国際展開を図る。また、適正な分散型汚水処理システムの普及のため、途上国の行政担当者向け研修の実施等を支援し、その利便性や必要性について理解を促していく。

4. 各活動の進捗を確認しつつ、相手国との対話を踏まえ、引き続きコベネフィット・アプローチの推進を通じて各国の環境対策の強化に貢献する。

5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークについて、平成 27 年の第 12 回締約国会議で策定された各種ガイダンス文書案の活用について引き続き貢献していく。また、我が国の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、POPs 廃棄物ガイドラインの策定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献していく (PCN 廃棄物ガイドラインについては、我が国が策定作業を主導する予定)。

6. 本施策は、我が国から UNEP 国際資源パネル（旧・UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル）に財政的支援を行い、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見や関心事項を資源パネルでの議論に反映していくためのものである。我が国は、平成 20 年度から UNEP 国際資源パネルへの資金拠出を行い、その拠出等に基づき、「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」等の 11 の報告書が公表され、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、資源パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の知見取りまとめにおいて、我が国の研究者が中心的な役割を果たしている。(⑧)

PCB 廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、他の POPs 廃棄物ガイドラインの策定又は改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献した。

6. 平成 25 年 11 月にナイバシヤ（ケニア）で開催の UNEP 国際資源パネル第 13 回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。また、調査・研究の成果として、「金属リサイクルの機会・制約・インフラ」、「人為起源の金属フロー・サイクルの環境リスクと課題」、「都市規模でのデカップリング：都市資源フローとインフラ移行のガバナンス」、「世界の土地利用調査：消費と持続可能な共有のバランス」、「資源資本の構築：どのように REDD+ がグリーン経済に寄与するのか」の報告書が公表された。平成 25 年 11 月にパリ（フランス）で開催予定の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 4 回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗

理に関するガイドライン及び PCB 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが改定され、他の POPs 廃棄物ガイドラインについても、我が国の知見がインプットされた形で策定又は改定された。今後、新たにストックホルム条約の規制対象物質となった PCN、HCB、PCP について POPs 廃棄物ガイドラインを策定すること等が決定されており、我が国の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、POPs 廃棄物ガイドラインの策定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献していく（PCN 廃棄物ガイドラインについては、我が国が策定作業を主導する予定。）。

6. 平成 27 年 5 月にハノイ（ベトナム）で開催の UNEP 国際資源パネル第 16 回会合及び平成 27 年 10 月にダボス（スイス）で開催の UNEP 国際資源パネル第 17 回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。また、我が国から専門家の派遣を行った。調査・研究の成果として、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されるなど、パネルの活動が着実に進捗している。平成 27 年 6 月にパリ（フランス）で開催の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 6 回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。また、平成 27 年 12 月にパリ（フランス）で開催予定の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 7 回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認する。

6. アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化しており、アジアは、今後の世界の資源利用に大きな影響を与えると考えられ、UNEP での研究対象をよりアジアに向けさせる必要がある。今後は、引き続き、我が国から専門家の派遣を行うとともに、資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通してアジアへパネルの関心を誘導していくことが課題である。また、今後も、引き続き、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会に参画し、調査・研究の推進を図っていく。環境に関するグローバル・フォーラムでの議論を踏まえ、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会にて、拡大生産者責任に関する情報を取りまとめる。さらに、G7 エルマウ・サミットにお

	<p>7. バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約との協力及び連携の強化のため、それぞれの締約国会議（COP）に加え、合同のCOPを行っており、我が国からも積極的に議論に関与している。</p> <p>(8)</p>	<p>を確認した。</p> <p>平成26年5月にサンチアゴ（チリ）で開催のUNEP国際資源パネル第14回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。また、平成26年9月にUNEP国際資源パネルの物質フロー分析作業部会を東京に誘致し、環境省、専門家、民間企業で資源効率等を議論した。加えて、平成26年11月にロッテルダム（オランダ）で開催予定のUNEP国際資源パネル第15回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗確認を実施した。</p> <p>平成26年6月にOECD資源生産性・廃棄物作業部会と連携し、環境に関するグローバル・フォーラムを東京に誘致し、拡大生産者責任に関する議論を行った。</p> <p>平成26年12月にパリ（フランス）で開催予定のOECD資源生産性・廃棄物作業部会第5回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。</p>	<p>7. 平成27年5月に開催されたバーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの3条約合同締約国会議において、バーゼル条約の下で策定されている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を主導するなど、積極的に議論に関与し、国際的な議論の進展に貢献した。</p>	<p>いて、UNEP国際資源パネル及びOECDに対して作成を招請することとなった、資源効率に関するレポートや政策ガイドランスについて、2016年のG7議長国として議論を主導していく。</p> <p>7. バーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの3条約に、昨年採択された水銀に関する水俣条約を加えた4条約の連携強化に係る活動を引き続き、推進していく。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインなどバーゼル条約における取組で得られた知見は水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら2条約についての連携強化に引き続き取り組む。</p> <p>1. 我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成のため、我が</p>
<p>経 済</p>	<p>1. 経済産業省においては、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクル</p>	<p>1. 平成26年度は「自治体間協力事業」としてベトナムをターゲット</p>	<p>1. 平成27年度は引き続きベトナムをターゲットとしてリサイクル制</p>	

<p>産業省</p>	<p>ルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を行う対話の枠組みの構築を通じて、我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成を行うため、平成19年度より「循環型都市協力事業」として13件の事業化調査支援や専門家派遣による人材育成等を行ってきた。(④、⑤)</p> <p>2. 経済産業省では、アジアにおけるインフラ整備需要の高まりは、資源循環制度を背景とした高い技術やオペレーションノウハウを有する我が国リサイクル企業にとって大きなビジネスチャンスであることを踏まえ、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス展開を促進させるべく、事業実施可能性調査(FS)を平成21年度から実施している。(⑤)</p> <p>3. 我が国企業が有する環境分野等の高い技術力を、アジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握すること、また、その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発や実証を行い、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要である。</p> <p>このため、経済産業省においては、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施しており、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の技術的な</p>	<p>ットに法制度動向調査や共同会議等を実施した。</p> <p>2. 平成26年度には、25年度からの継続案件1件のほか、3件のFSを実施した。これまでに実施した案件の多くは現地パートナー企業等との協議を継続している状況であり、事業化につながった案件もある。</p> <p>3. 平成26年度には、24年度からの継続案件1件、25年度からの継続案件1件を実施した。実証事業の成果としては、実証実施企業と現地企業との合弁等により事業化に向けた進捗が見られるなど、現地ニーズに応じつつ環境にも配慮した適正なりサイクルシステムの構築が期待されている。</p>	<p>度設計支援を実施している。</p> <p>2. 平成27年度は、2件のFSを実施している。</p> <p>3・平成27年度は、24年度からの継続案件1件、25年度からの継続案件1件を実施することとしており、今後、さらなる日本企業の市場獲得と3Rの推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを行っていくこととしている</p>	<p>国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を実施していくこととしている。</p> <p>2. 今後も、FSの実施や個別案件のフォローアップ等により、事業化を促進していくこととしている。</p> <p>3. 事業化に向けたフォローアップや現地におけるリサイクルシステム導入支援を行っていくこととしている。</p>
------------	--	---	---	---

	文 部 科 学 省	<p>専門能力を活用すべく、同機構を実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援条件等を事前に明確化した上でプロジェクトの実施に当たっている。(⑤)</p> <p>1. 循環型社会の形成も含め、持続可能な社会の担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な開発のための教育(ESD)」を、ユネスコと協力し推進している。</p> <p>ユネスコを通じて持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に取り組み、我が国の提案により開始された「国連ESDの10年(DESDE)」のイニシアティブを推進している。(⑧)</p>	<p>1. 世界的なESD普及のため、ユネスコ本部へESD推進のための信託基金を拠出。(平成26年度拠出額1億5千万円)</p> <p>ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置づけ、その質、量両面の充実を図る。(ユネスコスクール数:平成27年3月現在913校)また、教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域においてESDを実践することにより、ユネスコスクール以外へのESDの普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む、グローバル人材の育成に向けたESDの推進事業において、5件の事業を採択した。</p> <p>平成26年11月には、岡山及び愛知・名古屋において、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を、ユネスコの共催により開催し、153の国・地域から、76名の閣僚級をはじめとする政府関係者等が参加した。</p>	<p>1. 教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域においてESDを実践することにより、ユネスコスクール以外へのESDの普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、持続可能な社会づくりの担い手を育む、グローバル人材の育成に向けたESDの推進事業を実施。(平成27年度採択事業数:10件)</p> <p>また、日本/ユネスコパートナーシップ事業において、ESD活動の支援に関わる6件の取組を採択した。</p>	<p>1. 引き続き、教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ESDの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流の促進を通じ、持続可能な社会づくりの担い手を育む。</p> <p>また、ユネスコスクールをESDの実践効果を高める取組を先導するモデル校として位置づけ、全ての学校でのESDの実践を目指すとともに、ESD先進重点校への支援等について検討する。また、学校現場におけるESDの実践に向けた「ESD実践の手引(仮称)」を作成するとともに、ESDに関する教員の指導力向上のため「ESD実践の手引(仮称)」を活用した研修を実施する。</p>
<p>2 循環資源の輸出入に係る対応</p> <p>① 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄</p>	環 境 省	<p>1. 環境省は、平成27年9月に「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」を設置し、適正な資源循環の実現に向けて廃棄物等の輸出入等</p>	[<p>1. 環境省は、平成27年9月に「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」を設置し、適正な資源循環の実現に向けて廃棄物等の輸出入等</p>	<p>1. 平成27年度に実施した「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」のとりまとめ結果を踏まえ、適正な資源循環の実現に向けた具体的</p>

<p>物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p> <p>② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。</p> <p>このため、そのような有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、ホームページ等を通じた手続案内等を拡充するとともに、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。</p> <p>③ 石炭灰、高炉水砕スラグ（注 38）など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じることなどにより、輸出の円滑化を図る。</p> <p>④ 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>に関して現行制度の点検等を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出等対策の強化及び環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸出入のさらなる円滑化のあり方について平成 27 年度内の取りまとめを目的に検討を実施している。</p> <p>2. 環境省は、有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを平成 16 年度から毎年度開催し、有害廃棄物の輸出入に係る取組事例等に関する情報交換等を行う等、アジア各国・関係国際機関との連携強化を図っている。また、環境省・経済産業省は、税関等とも協力して、廃棄物等の不法輸出の防止のための対策を強化している。①</p> <p>3. 国際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図るための対応を行っている。また、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。②</p>	<p>2. 環境省は、平成 25 年及び 26 年 11 月に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催した。また、環境省は、3 R 推進月間の活動の一環として、平成 25 年及び 26 年の 10 月に、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。</p> <p>3. 環境省・経済産業省は、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、当該貨物が規制対象に該当するか否かに関する事前相談を実施（平成 26 年度 約 52 千件）するとともに、全国各地でバーゼル法等説明会を開催（平成 25 年度 全国 11 箇所、平成 26 年度 全国 9 箇所）する等、事業者への手続案内等の拡充を図った。</p>	<p>に関して現行制度の点検等を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出等対策の強化及び環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸出入のさらなる円滑化のあり方について平成 27 年度内の取りまとめを目的に検討を実施している。</p> <p>2. 環境省は、3 R 推進月間の活動の一環として、平成 27 年 10 月、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。また、環境省は、平成 27 年 11 月頃 26 年中に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催することとしている。</p> <p>3. 環境省・経済産業省は、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、バーゼル法規制対象物の輸入に係る各種手続きの迅速化・簡素化のため、バーゼル法施行規則等の関係省令等を平成 27 年 9 月 1 日付けで省令を改正し、同月公布・施行した。</p> <p>また、当該改正の内容を含めたバーゼル法に基づく有害廃棄物等の輸入手続きに対する理解を一層促すため、平成 25 年 4 月に作成した「輸入手続きガイドブック」を更新し、『「特定有害廃棄物等」（バーゼル法規制対象貨物）の輸入に関する手引き』を平成 27 年 11 月に作成し、経済産業省及び環境省ホームページに掲載する予定としている。さらに、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、平</p>	<p>な方策の検討を行うこととしている。</p> <p>2. 今後は、アジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、廃棄物等の不法輸出の防止のための水際対策の強化を進めることとしている。</p> <p>3. 平成 27 年度に実施した「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」のとりまとめ結果を踏まえ、環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸入について、さらなる円滑化を図るための検討を行うこととしている。</p>
---	--------------	---	---	---	--

				成 27 年 11 月以降、全国各地（11 箇所）でバーゼル法等説明会を開催する等、事業者への手続き案内等の周知拡充を図ることとしている。	
環境省	4. 石炭灰などの循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策を検討している。(3)			4. 「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び平成 26 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、我が国では利用に限界があるが他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、輸出相手国で環境汚染が生じないことを担保しつつ、輸出後の取扱いの確認に係る手続きの迅速化を図るため、平成 27 年 5 月に廃棄物の輸出に係る審査基準を改正した。これにより、審査において、輸出相手国における石炭灰などの取扱い状況についても考慮することとし、予定される収集運搬及び処分（再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。）の方法が、廃棄物処理法の廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準に適合する場合を、廃棄物処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認める事項として追加することとした。	4. 平成 27 年度に実施した「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」のとりまとめ結果を踏まえ、我が国では利用に限界があるが他国において安定的な需要のある循環資源について、さらなる輸出手続きの円滑化を図るための検討を行うこととしている。
国交省	1. 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。(4)	1. 港湾における循環資源の取扱いにおいて積替・保管施設等を活用した。		1. 港湾における循環資源の取扱いにおいて積替・保管施設等を活用している。	1. 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を引き続き図る。

(参考3) 東日本大震災への対応

<p>第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第34節の項目</p>	<p>府省名</p>	<p>取組概要</p> <p>※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」においても当該番号を引用してください。</p>	<p>第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組</p>	<p>当該年度の進捗状況</p> <p>（白書の「講じた施策」部分に活用）</p>	<p>次年度実施予定の施策</p> <p>（又は、今後の課題・方向性等）</p> <p>（白書の「講じようとする施策」部分に活用）</p>
<p>1 災害廃棄物の処理</p> <p>東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン。平成23年5月16日環境省公表）、復興施策に関する事業計画と工程表、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（平成25年5月7日改定）等に基づき、着実に処理を進める。</p> <p>大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用するなど、できる限りその再生利用を図り、地域における循環型社会の構築を進める。</p> <p>また、被災地では廃棄物の処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理についても着実に実施する。</p> <p>さらに、災害廃棄物の迅速な処理の観点から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、市町村から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、国が当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理についてきめ細かな進捗管理を実施している。</p> <p>さらに、同法に基づき、岩手県及び宮城県からは広域処理の要請を受け、全国の自治体等に対して、両県内にて処理しきれないものを対象に、広域的協力を要請した。また、福島県の4市町（相馬市、新地町、広野町、南相馬市）から可燃物の処理について代行処理の要請を受け、国が処理を進めている。</p>	<p>1. 東日本大震災では、13道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県）で災害廃棄物が約2,000万トン（福島県の旧警戒区域・計画的避難区域を除く）、津波堆積物が約1,100万トン発生した。</p> <p>広域処理について、処理が困難な鉛が編み込まれた漁網や不燃物の篩下残渣等の受入れ先として13件を調整し、1都1府16県92件の広域処理を実施、約62万トンを処理した。</p> <p>着実な災害廃棄物の処理が実施できるよう、きめ細かな進捗管理を実施し、平成26年3月末までに福島県の一部地域を除いて、災害廃棄物の処理を完了した。福島県については、平成27年3月末までに一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了した。</p> <p>再生利用率は災害廃棄物が約8割、津波堆積物のほぼ全量となり、公共事業（堤防復旧事業、海岸防災林普及事業等）にて約1,339万トンを利用した。</p> <p>相馬市に設置した仮設焼却施設</p>	<p>1. 処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続している。</p> <p>また、災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物（可燃物）の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施している。（広野町は仮設減容化処理施設において処理を実施中。南相馬市は仮設焼却施設設置に向けて建設工事中。）</p>	<p>1. 処理の完了していない福島県の一部地域（2市町）については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。</p>

	国 交 省	<p>1. 仙台市・名取市・山元町・宮城県では東北地方太平洋沖地震により発生した震災がれきの処理と最終処分量の縮減が課題となっていた。</p> <p>また、国土交通省東北地方整備局では、仙台湾南部海岸において、東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧工事を実施に当たり、堤防の盛土等資材が大量に必要となることから、資材の安定的な入手と資材運搬車両の通行量の縮減が課題となっていた。</p> <p>そこで、関係者間で協同・連携を行い、コンクリート殻・津波堆積土砂を堤防の盛土材に活用できるよう、調査や試験施工を実施し、堤防材料に活用する取組を行っている。(②(ア))</p> <p>○今回の計画活用量 (H23-H27) 津波堆積土等 約 28.9 万 m³</p> <p>また、八戸港等において、災害廃棄物を港湾工事に有効活用した。</p>	<p>により、相馬市及び新地町の可燃物については焼却が完了した。</p> <p>広野町については、平成 25 年 1 月に受領した代行処理要請に基づき、仮設減容化処理施設の設置に向けて建設工事を行った。</p> <p>南相馬市については、平成 26 年 3 月に受領した代行処理要請に基づき、仮設焼却施設の設置に向けて建設工事の準備を行った。</p> <p>1. 平成 26 年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。 ・仙台市（津波堆積土等）約 4.3 万 m³</p> <p>-</p>	<p>1. 平成 27 年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。 ・仙台市（津波堆積土等）約 4.3 万 m³</p> <p>-</p>	<p>1. については、関係機関のガレキ処理業務が平成 26 年度で完了。災害廃棄物由来の再生資材の活用は 27 年度で完了したため、実施予定なし。</p>
<p>2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された</p>	環 境 省	<p>1. 福島県内の国直轄で処理を進める汚染廃棄物対策地域では、平成 25 年 12 月の対策地域内廃棄物処理計画（以下、「処理計画」という。）の見直しにおいて、帰還の妨げとな</p>	<p>1. 各市町村で仮置場の整備を進め、大熊町、楡葉町、川内村、南相馬市、双葉町、飯館村、川俣町及び葛尾村の 8 市町村で、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとな</p>	<p>1. 各市町村で仮置場の整備を進め、浪江町及び富岡町においては、帰還困難区域を除いて、平成 27 年度中に、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了を</p>	<p>1. 処理計画に基づき、対策地域内廃棄物の処理を着実に進める。</p> <p>仮設焼却施設については、設置することとしている 7 市町村において、引き続き、運営及び整備を進め、着実に処理を進め</p>

<p>放射性物質によって汚染された廃棄物については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律 110 号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）、指定廃棄物（注 39）の今後の処理の方針（平成 24 年 3 月環境省公表）等に基づき、適正かつ安全に処理を進める。</p> <p>また、廃棄物の再生利用時に、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、引き続き、関係府省間の緊密な連携を図る。</p> <p>なお、放射性物質を含む廃棄物の処理を法制上どのように恒久的に位置付けるかについては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき現在行われている廃棄物処理の実施結果を十分検証した上で、検討を行う。</p>	<p>る廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村毎に設定した。</p> <p>帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を優先し、準備ができたところから、順次搬入を進めていく。また、これらの廃棄物の処理のため、仮設焼却施設の整備も進めていく。</p> <p>2. 福島県内の指定廃棄物については、10 万ベクレル/kg 以下のものは既存の管理型処分場、10 万ベクレル/kg 超のものは中間貯蔵施設に搬入する計画。</p> <p>また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気などのおそれがあることから、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を行う。</p>	<p>る廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了した。</p> <p>2. 平成 25 年 12 月に既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の整備について、計画案を提示し、受け入れの要請を行った。中間貯蔵施設に関しては、この案について、平成 26 年 2 月に福島県知事より、中間貯蔵施設の配置計画等を見直すよう申し入れがあったことから、3 月 27 日に管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し、中間貯蔵施設候補地を 3 町から 2 町に集約する旨等を回答した。同年 9 月 1 日、福島県より、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨等が国に伝達された。また、県から搬入受入れに当たっての確認事項として、県外最終処分の法案の成立、施設及び輸送に関する安全性等の 5 項目が示された。（同年 12 月に大熊町が、平成 27 年 1 月に双葉町が、施設建設の受入れを容認。）このうち、「県外最終処分の法案の成立」については、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 120 号）が平成 26 年 11 月に成立し、12 月に施行された。この改正により、国の責務として、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了する</p>	<p>目指す。</p> <p>仮設焼却施設については、7 市町村において設置することとしており、飯館村小宮地区、川内村、富岡町、南相馬市、葛尾村及び浪江町においては、焼却処理を実施中。</p> <p>2. 既存の管理型処分場の活用については、昨年の議会や住民説明会でいただいたご意見を踏まえ、平成 27 年、6 月に国有化を含めた国の考え方を提示した。その後、6 月に富岡町、7 月に楡葉町に対して、町議会全員協議会及び住民説明会で説明を実施した。8 月に福島県並びに富岡町及び楡葉町から、6 月に提示した国の考え方に対する申入れを受けたところ。</p> <p>中間貯蔵施設については、平成 27 年 3 月から開始しているパイロット輸送を順次進めている。並行して、地権者の了解を得て、個別訪問や補償額算定のための物件調査等を進めている。</p> <p>減容化事業のうち、堀河町終末処理場は、平成 27 年 6 月から施設の解体工事を実施しており、鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成 27 年 7 月末を以て焼却を完了し、現在、解体準備中。</p> <p>また、県中・県南等の 24 市町村の農林業系廃棄物については、田村市・川内村における減容化事業において処理をするため、仮設焼却施設の設置に向け、発注に係る手続きを行っているところ。</p>	<p>ていく。</p> <p>2. 既存の管理型処分場の活用については、地元のご理解を得て、出来るだけ早期に汚染廃棄物の処理が進められるよう、引き続き、富岡・楡葉両町及び福島県と協議しつつ検討を進めていく。</p> <p>中間貯蔵施設については、引き続き、地権者への丁寧な説明や用地交渉の体制確保等の用地確保に関する取組を進め、用地の状況に応じた施設整備と継続的な搬入を実施する。</p> <p>減容化事業のうち、飯館村蔵平地区においては、平成 27 年末頃を目途に仮設焼却施設の運転を開始予定であり、資材化の実証事業についても平成 28 年春頃を目処に開始する予定である。</p> <p>また、県中・県南等の 24 市町村の農林業系廃棄物を集約処理する田村市・川内村における減容化事業については、平成 29 年春頃の運転開始に向け、仮設焼却施設の設置を進める。</p>
--	---	--	--	---

		<p>ために必要な措置を講ずること等が定められた。他の確認事項のうち、「輸送に関する安全性等」については、同年11月に輸送基本計画を、平成27年1月に輸送実施計画を取りまとめ、大量の除去土壌等を輸送する段階に向けて、安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、概ね1年程度パイロット輸送を行うこととした。また、福島県並びに大熊町及び双葉町に対して講ずることとしていた、新規かつ追加的な財政措置である中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化については、平成26年度補正予算等に計上した(同補正予算については平成27年2月3日に、同本予算については同年4月9日に成立)。</p> <p>そして、平成27年2月8日に5項目の確認事項の取組状況を福島県に説明し、同年2月25日に、福島県並びに大熊町及び双葉町から施設への搬入の受入れについて国に伝達され、同日、福島県、大熊町及び双葉町並びに環境省の間で安全協定を締結した。同年3月に大熊町及び双葉町の仮置場から中間貯蔵施設の保管場にパイロット輸送による搬入を開始した。</p> <p>既存の管理型処分場の活用については、地元の富岡町及び檜葉町の当局や議会への説明を経て、平成26年4月に檜葉町、6月に富岡町に対し住民説明会を開催した。</p> <p>減容化事業については、福島市堀</p>		
--	--	--	--	--

	<p>3. 福島県外の指定廃棄物については、指定廃棄物が多量に発生し、一時保管がひっ迫している5県（宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県）においては、国が各県内に必要な施設を確保する方針。平成25年2月に、自治体との意見交換を重視するなど、施設の候補地の選定プロセスを大幅に見直す方針を公表。有識者会議を開催して、施設の安全性や候補地の選定手法等に関する議論を行うほか、上記5県において市町村長会議を開催し、指定廃棄物の処理に向けた共通理解の醸成を図り、施設の整備を着実に進めていく。</p> <p>4. 放射性物質に汚染された廃棄物の再生利用については、原子炉等規</p>	<p>河町終末処理場、県中浄化センター（郡山市）において、下水汚泥の減容化事業を行い、県中浄化センターは、平成26年3月末日をもって事業を終了し、堀河町終末処理場についても、平成26年10月末をもって運転を終了した。また、鮫川村においては、村内で発生し処理が滞っている放射性物質を含む農林業系副産物等を処理するための実証事業の運転を平成25年8月から開始した。</p> <p>3. 平成25年10月の有識者会議において、施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめた。その後、宮城県では平成25年11月、栃木県では平成25年12月、千葉県では平成26年4月に、長期管理施設候補地の選定手法が確定した。この選定手法に基づいて選定作業を行った結果、宮城県においては、平成26年1月に、詳細調査を実施する候補地を3カ所（栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳）提示した。平成26年5月から6月に計4回開催した国・県・詳細調査候補地がある3市町による関係者会談や、7月の市町村長会議などにおいて議論を重ね、平成26年8月に詳細調査を開始した。栃木県については、平成26年7月に詳細調査を実施する候補地を1カ所（塩谷町寺島入）提示した。</p> <p>4. 再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処</p>	<p>3. 宮城県においては、平成27年4月、5月、10月に宮城県民向けのフォーラムを開催。栃木県においても平成27年5月、6月、9月に、栃木県民向けのフォーラムを開催するなど、丁寧な説明に努めているところ</p> <p>千葉県では、平成27年4月に、詳細調査を実施する候補地を1カ所（千葉市中央区東京電力千葉火力発電所の土地の一部）提示した。その後、市の当局に説明するほか、5月・6月に千葉市議会全員協議会で2回、6月～8月に住民を対象とした説明会を5回開催した。</p> <p>茨城県においては、平成27年4月に、「一時保管市町村長会議」を開催した。</p> <p>4. 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定</p>	<p>3. 引き続き、指定廃棄物の保管がひっ迫している5県（宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県）においては、各県に施設を確保するための調整を丁寧に行っていく。</p> <p>4. 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理</p>
--	--	--	--	--

	<p>制法に基づき、廃棄物を安全に再生利用できる基準として定められている 100Bq/kg 以下の廃棄物について、再生利用を行っている。</p> <p>また、管理された状態で災害廃棄物を道路の路盤材等へ利用する際には、地表面から 30cm 以上の厚さが確保されていれば、およそ 3 千 Bq/kg 以下の再生資材を使用した場合でも、追加被ばくを $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下にすることができるという、再生利用の安全性の確保に係る方針を、平成 23 年 12 月に環境省から周知している。</p> <p>(2)</p> <p>2. 肥料については、放射性セシウム濃度が 200 Bq/kg 以下の汚泥について肥料原料としての利用を認めている。それに加え、長期間施用しても事故前の農地土壌の放射性セシウムの濃度範囲に収めることができる値として、汚泥肥料を含めた全ての肥料の暫定許容値を 400 Bq/Kg と定め、都道府県等に周知徹底を図っている。さらに、汚泥肥料については、福島県等の 16 都県で生産されるものについて、適宜、放射性物質の濃度を計測し、暫定許容値の適合状況をモニタリングしている。</p>	<p>理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行った。</p> <p>また、平成 25 年 10 月には、福島県内の再生利用の促進に向けて、公共工事における建設副産物の再生利用の安全性確保に係る考え方を、内閣府支援チームとりまとめで 6 府省庁より周知した。</p> <p>2. 肥料については、暫定許容値を超える肥料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料を採取し、放射性セシウム濃度の測定を実施している（実績：平成 25 年 6 月～平成 27 年 3 月迄、134 点）。その結果、肥料の暫定許容値を超過する製品は確認されていない。</p>	<p>を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行っている。</p> <p>2. 肥料については、引き続き周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施している（実績：平成 27 年 4 月～平成 27 年 9 月迄、51 点）。飼料については、引き続き周知徹底等を図っている。</p>	<p>業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行う。</p> <p>2. 肥料については、引き続き周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施する予定。飼料については、引き続き周知徹底等を図っていく。</p>
--	--	--	--	---

	内閣府	1. 廃棄物の発生量を抑制することや、避難指示区域等におけるインフラ復旧のための工事が本格化すること等を踏まえ、関係省庁が協力して、放射性物質の影響を受けた建築物等の解体・修復工事等に伴い発生する建設副産物の再利用及び再生利用の基本的考え方を定めた。			
--	-----	---	--	--	--